

税・社会保険料を巡る「年収の壁」

年収	住民税	所得税	社会保険料	配偶者特別控除の減少
150万円～	かかる			あり
130万～150万円	かかる			なし
106万～130万円	かかる		原則かかる	なし
103万～106万円	かかる		なし	
100万～103万円	かかる	なし		
～99万円	なし			

(注) 住民税の基準額は自治体ごとに異なる

NIKKEI

情報出所：日経電子版

※106万円～130万円未満の社会保険料が「原則かかる」については、勤務先の従業員数が51人以上なら掛かります。